

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成

——湖東農村における農業構造近代化を中心として——

高 橋 正 明

一、研究の課題

わが国の農業は、昭和三〇年代中頃から、経済の高度成長下において大きくゆれ動いてきた。農業部門から多数の基幹的労働者を他産業部門に流出させ、おびただしい数に及ぶ兼業農家を生み出した。農家の農業依存度は年々低下し、昭和四九年には全国平均で三一・三%、近畿地方では、一九・五%にまで低下した。こういう中でトラクター導入などに代表される生産手段の近代化は、驚くべき勢いで進化した。この結果、一方では機械を保有して安定した農業経営を営むことができる、ごく少数の農家が存在するとともに、他方では機械を具備する必要がないと考えられる農家までもが、それを保有するようになって、彼らは著しい過剰投資におちいった。そのうえ、一連の機械を装備することはほとんど不可能に近い農家が輩出するようになって、農村社会における農家間に新しい生産力格差を生ずるに至った。

しかしながら農業経営の基盤をなす農地に関していえば、それは農業の利用よりも、むしろ投機目的の資産として保有される場合が多く、個々の農家は相変わらず農地は手離さないままの状態が続く、耕地の所有権の移動はほとんどみられなかった。これが筆者の取りあげるような京阪神大都市圏の外縁部における農家の動向である。

こういった情勢下で、農業近代化の方向を定め、農業をリードしていくべき役割を担った農政も、有効な対策をたてられなかったように思われる。周知の如く、作目の選択的拡大による自立経営農家の育成を旗印に華々しく登場した農業構造改善事業も、土地基盤の整備や機械の導入

など生産・経営面での近代化については一定の効果をおぼせたものの、農地の所有問題や農家間の経営流動、たとえばその典型的にあらわれている最近の経営受委託に関しては、何らタッチしなかったために、地域農業の現実との間に様々なズレをひきおこした⁽¹⁾。その間にも地域農業は刻々と変化していき、昭和四〇年代の後半には、経営を他人に委託する地域が多くなってきた。こういった問題に対しては、その後農業経営受委託事業や農用地利用増進事業などが実施され、遅ればせながら地域農業に潜んでいた現実を露呈しつつある。

しかしながら、農政の意図する近代化政策と、地域農民の意図するものとの間にはいつの場合にもかなりの隔たりが感じられる。しかしこの両者のからみあいの中から、地域農業はまた新しい方向に動き出すように思われる。一般に農政は都市・工業と並んで地域農業を変化させる大きな外部要因の一つである。本稿では農政が地域農業の内部的要因を媒介として、どのように地域に投影されていくかについて考えてみたい。具体的には農業経営受託事業に焦点をあてつつ、その実態を調査し、地域農業ならびに農家がそれにどのように対応しているのか。あるいはまたどのような発展方向を示すかについて究明していきたいと思う。

農政が地域変化の早さに対応しかねているように、地理学も変貌著しい地域農業の実態を把握しかねているのが現状である。最近まで都市化の問題に興味が集めてきた結果、地理学が環境問題に遅れをとってしまったように、農業の地位が低下し、多くを語られなくなった時に地域農業の問題を軽視すれば、必ずや同じ失敗をくり返すように思われるのである。農業が圧迫され、様々の問題点や矛盾を露呈している現在こそ、地域農業の本質をじっくりとより正確にとらえるよう努力する必要があるものと考え⁽²⁾。

二、地域の設定について

以上のような問題を明らかにするためには、どのような地域を設定すれば良いのであろうか。一般に地域選定に関しては次の二つの場合が考えられる。

まず①ある問題を設定し、その現象が顕著に現われた地域を選んで研究する方法。この場合にはいくつかの地域が次々と同じ手法で研究され、総合される場合が多い。②ある問題を設定し、その問題を解明するのに適当な地域が選定された場合、その地域を何年か間隔をおいて継続研究する立場がある。

①は地域間のヨコの比較に重点がおかれ、②の場合には地域のタテの変化に重点がおかれる。もちろん①、②の研究は、問題を解明するに際して車の両輪のごときもので、並行して進められるべきものであることはいうまでもない。しかしいままでの地理学的研究では、①の立場をとる者が多く、②のような研究はあまり見られないように思われる。②の研究は地域の変化の激しくない時代や地域においてはそれほど必要ではないが、現在のように変貌が著しく、問題が山積している時代には、このようなアプローチが非常に重要であると考えられる。次々に新しく地域をかえて研究していけば、問題を広く理解はできるであろうが、同一地域を継続研究するような地域変化の深層を理解することは困難になる。

筆者が継続研究の必要性を痛感したのは、先に滋賀県史の昭和篇の一部を執筆した際に、ほんの五年位前の資料が手に入らない場合があったり、一〇年も前の資料になると、もはや廃棄処分されて永久に入手することは不可能といったことをしばしば経験したからである。ましてや人々の記憶に頼るような事がらを調査する場合には、比較的最近のことに属していてもあいまいになってくる。

こういった点を克服するためには継続調査が必要となってくるが、農村や農業調査の場合には、それがとくに効果がある。継続調査は、全く新しい地域を調査する場合よりも、当該地域の住民との接触がスムーズであり、細部にわたるヒヤリングでも答えてもらえる場合が多い。たとえば前回の調査では明らかにしてもらえなかったような事がらでも、次回の調査では答えてもらえるようなことをしばしば経験する。それは調査者と被調査者の交流によって、信頼関係が出来上って始めて正確なヒヤリングが可能になるからである。地域の農業問題に接近するためには、こういうような地味で、じっくりと腰をおしつけた気の長い調査が必要とされるであろう。

筆者は先に調査発表した滋賀県稲枝地区を再び対象地域に選定した。前回は、構造改善事業がいかに地域に組み込まれていくかを検討し、農政とそれへの地区農業の対応との間にみられるズレを指摘したが、今回のものは、それを基礎とした継続研究であり、本稿の課題にそって問題を解明しようとするものである。

三、彦根市稲枝地区の概要と農業構造の改善

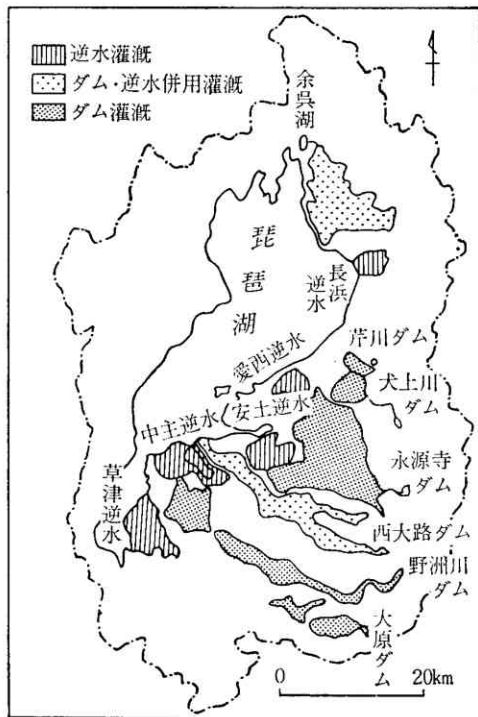
稲枝地区の概要を述べる前に、まず滋賀県農業の特質について簡単に明らかにしておきたい。従来、滋賀県の農業は特質のないのがその特質

としばしば言われてきた。それは土地利用的には水稲単作であり、商品作物はほとんどみられないことを指摘したものであった。一戸当り耕地面積は〇・七畝で、第2種兼業農家は八割に及ぶ。そこで昭和四九年の農家経済調査より、滋賀県農業を全国的に位置づけてみると次のようになる。農業依存度は一三・三%で全国最低である。農業所得額は四八・七万円で全国最低であるが、農外所得は三六六万で全国で6番目に位置している。いかに農業のウェイトが低下しているかがわかる。しかし資本装備のうち農機具資本比率（ $\frac{\text{農機具資本}}{\text{総資本}} \times 100$ ）は五九・七%で全国で最も高い。ところが一〇%当りの農業労働時間は一三〇時間で、北海道について全国で二番目に少ない。つまり全国一の機械装備率を誇りながら、機械は有効に使われていないのである。その結果ますます農外収入に依存せざるを得ないという悪循環をくり返しているのである。(4)

このように滋賀県は農業経営に関しては全国でも最低クラスにありながら、機械など生産手段の近代化は進んでおり、現在の日本農業の問題点の一つを濃縮したような地位にある。しかし滋賀県では湖東平野を中心にダムや琵琶湖逆水、あるいは最近のダム・逆水併用施設の設置により、灌漑水利の近代化も着々と進行しつつある（第1図）。また構造改善事業や県営、団体営などによる圃場整備も大規模に進められている。このように農業生産基盤の整備や生産手段の近代化に関しては非常に熱心であるが、それが農業経営に十分に生かされているとはいえないのである。

さて稲枝地区は滋賀県はいうに及ばず、近畿地方でも最も進んだ農業近代化のモデル農村の一つといわれている。稲枝地区（昭和四三年に彦根市と合併）は古来より開発の進んだ湖東平野の北部に位置し、南を愛知川、北は宇曾川によって挟まれ、西は琵琶湖に面したデルタの平坦な水田地帯である。水田の大部分が湿田ないし半湿田であり、一戸当り平均耕地面積は〇・八畝弱である。商品作物としては、湖岸の新海部落に一五畝ほどのアスパラガスが生産されているほかは、見るべきものは何も無い。その結果農外収入に対する依存度が高く、農家戸数一、九二九（二九集落）のうち専業農家は六五

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成



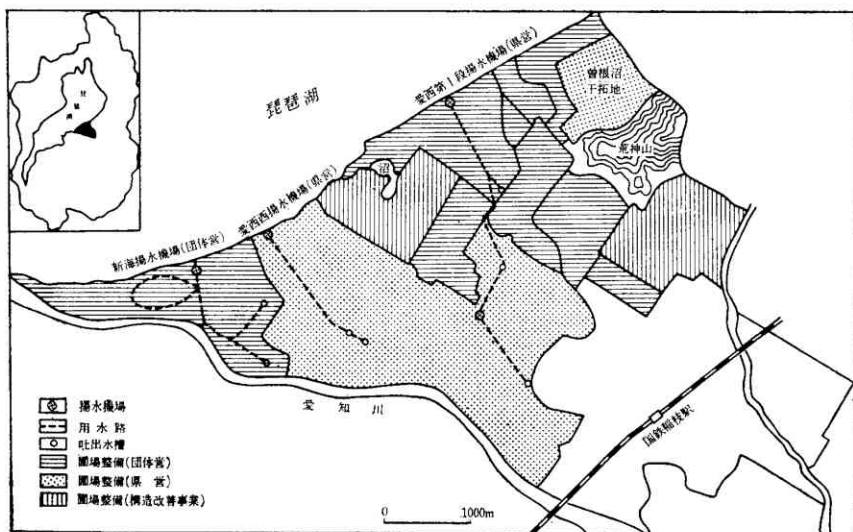
第1図 滋賀県における灌漑事業（昭和50年現在）
 注1. 受益範囲の大きい事業だけが示されている
 2. 施行中のもも含む

戸しかなく、第二種兼業農家は八〇%に及ぶ。しかし稲枝地区は滋賀県で最も農業近代化に取り組んできた所であり、現在までに数々の事業を実施してきた。

たとえば曾根沼の干拓（昭和三八年～四三年）に際して稲枝地区が示した態度にその好例をみる事ができる。曾根沼は彦根市と旧稲枝町の両域にひろがっていたが、丁度沼の真中あたりが行政的境界であった。計画では最初は沼を全面埋立てる予定であったが、工事にあたって、稲枝側は米が増産できるとして賛成したが、彦根側は自然保護の立場をとり、結局稲枝側だけが埋立てられた次第である。このように農業の規模拡大に対して意欲的であるが、とくに稲枝地区は農業構造の改善について注目すべき成果をあげてきた。主な事業をあげると、灌漑排水事業、圃場整備事業、農業構造改善事業、曾根沼干拓事業があり、灌漑水利の近代化とともに土地基盤の整備が着々と進行している。土地改良事業のモデル農村とよばれる所以である。ではなぜこのように土地改良事業に熱心であるのか、その理由について考えてみよう。

稲枝地区は琵琶湖に面しながら、古来用水不足に悩まされてきた。というのは主な用水源は愛知川、宇曾川の伏流水のほか、琵琶湖に向かって地区内を流れる顔戸川、文録川、来迎川など諸河川に樋門を設けて用水を確保し、また湖岸においてはクリークを堰止めて、ポンプ揚水あるいは一部においては琵琶湖から直接揚水していた。このように河川が用排水兼用であったため、洪水時には増水し常に排水不良に悩んでいた、このためまず排水改良の必要性が叫ばれ、大正期には一部において耕地整理事業も施行されたが、部分的なものであったことから根本的な解決策にはならなかった。その後も地元市町村で大規模な排水計画が立案されたが、具体化されることはなかった。

しかし戦後、愛知川ダムの起工に際して、稲枝地区も愛知川沿岸土地改良区に加入するよう進められたが、下流はますます湿地帯になる恐れがあるとして、上流のダム計画に呼応した形



第2図 稲枝地区における土地改良（昭和51年2月）
（注：施行中も含む）

で排水改良事業を実施することになった。これが昭和三二年と四三年にかけて実施された県営の灌漑排水事業である。この事業は河川に設けられた樋を撤廃することにより、地下水位の低下を図るとともに、不足用水を琵琶湖から逆水で確保するものであり、その受益面積は約六〇〇〇に及ぶ。この工事に伴って県営、団体営（愛西土地改良区）、構造改善事業などによる圃場整備事業が実施されたほか、団体営による琵琶湖逆水工事が施工された。昭和五〇年までに圃場整備された面積は全水田面積の八〇%にあたる一、四四〇に達する（第2図）。このような事業は国・県費による補助があるとはいえ、地元農家にとって自己負担もかなり大きくなるのにもかかわらず、本地区ではむしろ意欲をもって進められているのである。

ところで以上述べてきたような土地基盤の整備が進行するにつれ、構造改善事業、部落共同機械利用組織などによってトラクター、ライスセクター、カントリエレベーター、大型育苗施設などが設置され、本格的な大型農業機械化がおし進められた。それとともに農家個々の機械化も急速に進展している。

第1表によれば、昭和四〇年にはトラクター、コンバイン、田植機などを所有する農家は皆無であったが、四五年以降になると次々に保有され、生産手段が一段と高度化しているのがわかる。昭和五〇年において、田植機は三・四軒に一台の割合で、コンバインは四・七軒に一台、バインダーは二・一軒に一台の割合で所有されているが、いずれも滋賀県の平均よりかなり高い所有率を示している。本地区におけるトラクターなど中型機械化体系の保有は、ここ数年の出来事であるが、これらの機械はいずれも高価なものであり、全ての農家に保有できるというものではない。たとえ保有できたとしてもいわゆる機械化貧乏になり、機械を購入するために農外収入を求めるといふ悪循環の繰り返しになってしまう。したがって基盤整備された水田の上にこれらの機械を装備することが可能な農家と不可能な農家に区分されてしまうこととなる。

このような圃場条件の整備に伴う生産手段の近代化と、それに加うるに兼業化の深化は、農村内部を再編成するような様相を示してきた。こういった新たな局面に対して行政はどのように対処しているのか、あるいは

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成

第1表 稲枝における農用機械所有台数の推移

	総農家数	専業農家	耕耘機・トラクター		田植機	バインダー	コンバイン
			～10PS	10PS～			
昭40年	2,177戸	122戸	1,007台	—台	—台	—台	—台
45	2,108	85	1,448	57	30	181	67
50	1,929	65	1,256	270	563	899	411

<注> 昭和40、50年は個人有、45年は個人有+数戸共有（各年の農業センサスにより作成）

はまた農家はどのように対応しているのかという点について次に明らかにしていきたい。

四、生産の組織化から農業経営受委託事業への発展

稲枝地区はもとと改良組合組織が強く、土地改良、用水管理、共同作業場の建設などが各部落ともに進められてきた。そうして水稻の集団栽培が最初に実施されたのは、昭和三七年の下岡部集落においてであった。これは収量をあげることが目的として行われたもので、品種と肥料の統一、作業の協定、水管理などの集団栽培が三〇四年がかりで成功した。これによってそれまで収量が七・五俵／一〇町と低かったものが、一気に九俵／一〇町に増加し集団栽培の効果が大きいに示されたのである。

その後滋賀県では近江米増収運動が展開され、稲枝は同運動の実践班の指定をうけ、普光寺集落をはじめ、一八集落が対象となった。この運動は増産と省力を目的としたもので、共同による肥料設計と共同防除に重点がおかれたが、集落によっては、耕起、育苗、田植作業などが共同で行われた。当時は丁度第一次構造改善事業が実施されていたこともあって、事業によって導入された大型トラクターの利用を中心として、稲作の共同栽培の試みがなされた。しかし各農家は個人でそれぞれ小型機械を所有している上に、昭和四三年頃からトラクター、コンバイン、田植機などが導入され始めたことから、改善事業による大型トラクターの利用率は低調なままであった。⁽⁶⁾ それに加えて、大型トラクターのオペレーター⁽⁷⁾の確保が兼業化の深化や季節労働に限定されることから難しくなり、部分作業とはいえ集団栽培の維持が困難になってきた。さらに集団栽培の中心となるべき専門的農家の世帯主までが兼業に流れるようになり、集団は基礎から崩壊しはじめたのである。

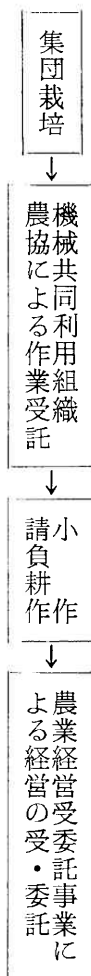
これに対して折角芽生えた共同の機運を何とか維持しようとする動きがでてきた。すなわち個別農家による機械導入は過剰投資になるため出るだけおさえ、機械の共同利用を図ろうとしたのである。そこで農協が主体となって共同育苗センターの建設にふみ切った。これは部落の共同利用を前提としたもので、まず昭和四四年に普光寺に建設されたのを皮切りに、四五年には甲崎、田原、出路その他五集落に、四六年には上岡部と下岡部に設置された。それと同時にバインダー、田植機などが部落有として購入された。例えば普光寺では五台、田原では七台がそれぞれ装備された。春の耕耘は農協の大型トラクターを使用し、育苗センターを使って田植は共同で田植機で行ない、収穫もオペレーターが主となって実施された。ここにおいて集団栽培から機械の共同利用組織へと発展したのである。共同の内容であるが、いくつかのグループを編成して、

数人ずつが反別に応じて出役する方法がとられ、出役しない人は金銭計算で処理された。

しかしこういった方法では、中核となって作業をする専門的農家やオペレーターに責任や負担がかかりすぎてしまうことになる。逆に農業に意欲的でない農家は、作業は専門的農家にまかせて、自分は農外収入を求めらるるのに精を出す結果になった。このため中核となる農家から不平が出始め、それらの農家は自ら高度の生産手段を保有することによって、機械の共同利用組織から離脱していった。その結果共同利用組織は三〜四年で崩壊せざるを得なかったのである。現在では、普光寺では育苗と田植だけはまだ小規模兼業農家一五戸ほどが共同で行なっている。また田原では育苗、田植、収穫の共同作業が残っているが、構成員は集落のほぼ半であり、兼業主体の農家がほとんどである。農業に対して意欲的な農家は共同化をさせて個別化の方向をとるようになる。これに対して意欲的でない農家がわずかに共同にしがみついているというのが現状である。

農業経営の組織的強化が叫ばれて久しいが、愛知県安城市などの例を見ても、ほとんど崩壊しているのである。結局、農協によるトラクター賃耕であれ、ライスセンター利用であれ、あるいは集落単位の集団栽培にしる、機械の共同利用にしる、兼業指向農家を助長することはありこそすれ、専門的農家に規模拡大のチャンスを与えるものではなかった。専門的農家に意見を聞くと、農協が作業請負に手を出すことは、彼らにとって迷惑だといっているのである。こういった方法では専門的農家の規模拡大につながるばかりか、地域農業発展のエネルギーを弱めさせてしまふ危険がある。そこで一部の農家は生産の組織化とは別の方向に歩み始めていった。彼らは個別化し、個々の農家と小作や請負耕作（全面、部分）関係を結ぶことによって、農業経営に活路を見出すに至ったのである。

そこでいまこれらの生産組織の変遷を簡単に示すと次のようになる。



このような地域農業の自然の流れの中で、行政的に生み出されたのが農業経営受託事業である。以下にこの点について明らかにしていきたい。

五、農業経営受委託事業と経営規模の拡大

安定的な兼業の進行の中で、零細規模の農民達は機械への過剰投資や労賃、生産資材のコスト高などによって、米作を今までのように続けていくことは段々と困難になりつつある。しかし専門的農家が規模拡大を志しても、地価の上昇や米価の引上げなどの諸条件によって農地を購入して拡大を図ることは不可能に近い。かかる情勢の下で農地を他人にまかせて経営を請負わせるという形態がしばしば見られるようになったが、常に委託者側にとって農地法の問題がからみ、不安感をぬぐい切れないものがあつた。このような農地の自然の流れを行政的な面から合法化したものとして「農業経営受委託事業」がある。

周知の如くこの事業は、昭和四五年に農地法及び農協法の一部が改正され、農地の所有権の移動によらず、農地所有者と受託者の双方に不安を与えることなく、農協が農業経営の主宰権をもって自立経営農家の育成と兼業農家の他産業安定就労を図ろうとするものである。⁽⁸⁾ごく大雑把に言えば、農地を貸す人と借りる人の間に農協が介入することによって成立する事実上の農地賃貸借関係である。この事業の遂行にあたり、滋賀県では昭和四七年よりパイロット農協の育成を始め、その年に稲枝と草津農協が指定された。四八〜四九年にかけても四つの農協が指定されたが、⁽⁹⁾その中で、稲枝農協は受委託の組織・面積ともに抜群の成果を

第2表 稲枝地区における農業経営受委託事業の実績

			昭和48年	49	50	51
受委託実施面積	ha		19.5	41.7	55.2	42.4
委託農家戸数	戸		56	141	160	140
1戸当り委託平均面積	ha		0.35	0.30	0.35	0.30
受託農家戸数	戸		18	26	26	26
1戸当り受託平均面積	ha		1.08	1.60	2.1	1.6
受託田 純別 収益 評価	A	10a 当り 円	—	18,656	22,275	?
	B	//	18,649	13,824	14,355	?
	C	//	13,331	11,428	11,715	?
	D	//	—	4,182	6,435	?

<注1> 稲枝町農協資料より作成 (ただし51年は、農用地利用増進事業の面積を含むもので、委託農家戸数は概数である)

<注2> A農地—収量 480kg/10a
 B農地— // 460kg/10a
 C農地— // 450kg/10a
 D農地— // 420kg/10a (ただし49年の実績)

げており、県下における同事業の中心的役割を果たしている。なお、この事業は全国的にみると数少なく、貴重な事例の一つとしてとらえられる。

そこで稲枝農協の経営受委託事業の内容を簡単に記しておこう。事業が始まったのは四八年からであり、農協は水田の基盤整備完了地区の組合員を対象として、委託希望者を募集した。その年は初めてという不安感もあって、委託者が少なく、事業実施が危ぶまれさえした。というのは一農協あたり、二〇畝の契約がないと補助対象からはずされるからであった。このため農協は従来より小作や請負に出していた人を経営受委託事業の委託者に移動してもらうこととし、その年ようやく五六戸で一九・五畝の委託者を確保したのである(第2表)。委託状況は以上の如く極めて低調であったが、経営受託希望者は三〇人以上あり、その内適当な一八人に選ばれた。

このようにして経営受委託事業はスタートしたが、翌年には事業の意図するところが各農家にも理解できた上に、三年契約で一万円の経営委託金が支払われるということも加わって、また後述する理由も加わって、委託希望者は一四一戸、委託面積は四一・七畝に増加した。この一年間に増増したが、増加分の三割強は休耕復原田であった。このように農業経営受委託事業に委託される水田は条件の悪い田が多いといわれているが、五〇年には委託者一六〇戸、面積は五五畝に増加した。これは稲枝の全水田面積の4%にあたる面積であるが、農業経営受委託事業に出される水田はこれ位ではぼ頭打ちであろうという意見もある。それを裏書きするかのようになり、五一年には委託者、面積ともに減少したのである。ただしこの減少については次のような理由が考えられる。

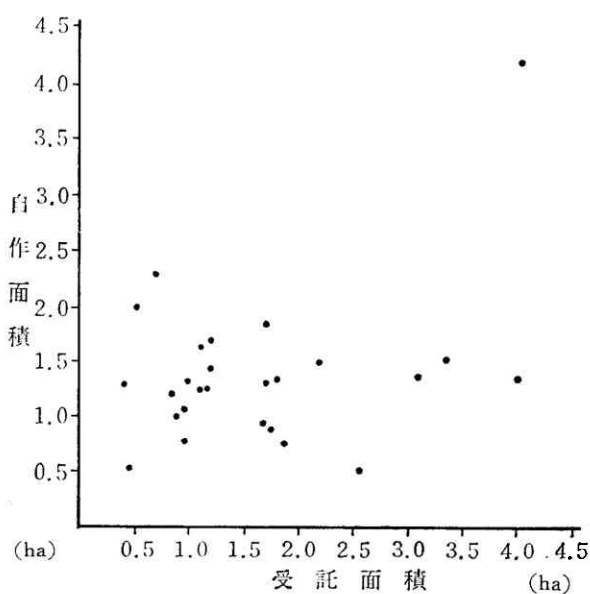
すなわち五〇年七月に農業振興地域の整備に関する法律の一部が改正され、農用地の効率的利用と農業経営の規模の拡大を図るため、農用地について利用権の設定(貸し借り)を計画的に行う事業として「農用地利用増進事業」の制度が創設された。このため五一年から従来の「農業経営受委託事業」から「農用地利用増進事業」へ順次切替えられることになった。経営受委託事業では、小作料は農協が評価した水田のランクによって決定されたが、利用増進事業では小作料を相対で決定できるメリットがあり、これに移動する農家が沢山あるものと期待されている。しかし五一年は最初の切替え年であることから、委託農家がとまどい、順調に伸びなかったのである。さらに経営受委託事業の契約期間が一応三ヶ年以上となっているので、この期間に達した委託者で、自作意欲のある農家は返還を求めたり、あるいは条件の良い小作や相対請負に転換したものと思われる。この点については個々の農家のサンプリング調査の項で明らかにされるであろう。

ところでその前に農業経営受委託事業による受託農家と委託農家の一般的性格について明らかにしておきたい。まず受託農家は二六戸あるが、農協の規約によれば、受託農家は農業経営に意欲的で、既耕地面積がおおむね三畝あり、三年以内に五畝以上の耕作が見込まれ、地域農家間に信頼厚くリーダー格であることなどの一応の選定規程が設けられている。しかし現実には五年において、受託者の平均所有面積は一戸当り一、三九畝、農業経営受委託事業（農用地利用増進事業も含む）による受託田は一戸平均一・六三畝で、自作+借入地の合計は約三畝となり必ずしも大きくはない。

第3図によれば、所有面積の最高は四・二畝、受託面積の最高も四畝強であるが、最低は所有面積で〇・五畝、受託面積で〇・四畝となり、受託者間になら格差のあることがわかる。経営面積の最高は八・三畝、最低は一畝となりかなり零細経営もあるが、これらの農家は将来にわたって規模拡大を指向する農家でないといわれ、受託者としては本来適人者とはいえないであろう。しかし受託者の過半数は経営受委託事業による受託田のほかに小作や相對請負田をもっており、これらをプラスするともっと経営面積は増加するものと思われるが、ヤミ小作に類するものは全体的資料を求めることが不可能なので、ここでは明らかにされない。

次に経営を委託する農家はどのような所有階層が多いかを示したのが第3表であるが、これによると必ずしも零細所有者が委託するとは限らないことがわかる。この委託者の形成条件については、サンプリング調査の項で具体的に明らかにしたい。

しかしともかくも農業経営受委託事業は実施された。これによって今まで地区内で深く静かに潜行し、明らかでなかった農地の賃貸借が公けにされることになった。そこで次に農業経営受委託



第3図 経営受託者の自作面積と受託面積（昭和51年）
（農協資料より作成）

第3表 所有面積別農業経営受委託事業委託者数（昭和51年）

～ 0.3	0.3～ 0.5	0.5～ 0.7	0.7～ 1.0	1.0～ 1.3	1.3～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 2.5	計
5	7	8	17	12	4	1	1	55

（彦根市農業委員会「農地調査表」より作成。ただし55戸の抽出）（昭和51年）

事業を中心にして、経営の受委託がどのような条件によって形成され、それがどのような問題をもっているかについて明らかにしたい。この場合農業経営受委託事業が小作や相對請負とどのような関係にあるのか。すなわち農地賃貸借全体の中に農業経営受委託事業を位置づけながら分析を進めていきたい。なお以下において用語上の混乱をさけるため、次のように用語を統一しておきたい。「経営の受委託」とよぶ場合は小作、相對請負など農地の賃貸借の全てを含むこととする。また農業経営受委託事業による経営の受委託は「農協経由の受委託」とよぶことにする。¹¹¹⁾

六、経営受託農家層の形成とその特色

稻枝地区で小作や請負耕作がさかになり始めたのは、昭和四〇年代の半ば頃からである。この時期は兼業化の進展の著しい時であり、また機械の導入もトラクターなどの利用が本格化し始めた時期であり、これらを保有しない農家の一部は経営委託の方向へ歩み出したのである。この受委託の関係をみると、受託者は最初から必ずしも受託を目的として機械を購入したのではなかった。むしろトラクターなどの機械の効率の良さを目のあたりに見せられて、委託者側から依頼したケースが多いといわれる。こういったことが契機となって、除々にではあるが、経営受託によって規模を拡大しようとする農家がでてきたのである。

さてでは具体的に経営の受委託が実際にどのように展開しているか、受託農家の面接調査によって得た資料によって、その実態を明らかにしておこう。

(1) A集落のA農家の内容

A農家の所属するA集落は、農家数四〇余戸で、昭和五〇年において専業農家は一戸もなく、九五%までが第二種兼業農家である。田地面積は約三〇畝で一戸平均の耕地面積は〇・八畝となる。同集落で規模の大きい経営受託者とはいえば、A農家において他にはない。A農家の所有面積は一・五畝、受託地は四・五二畝で合計六・〇二畝の経営面積であるが、これは同集落総水田面積の二〇%にあたる。受託地の内訳をみると、①小作、②相對請負、③農協経由の受託田の三種類がある。まず①小作地であるが、これは農業委員会に届けてあるもので、税金・水利費等は受託者が支払うもので、公認された小作である。②相對請負であるが、A農家はこれを個人請負とも呼んでおり、実際にはこれの実態は明

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成

らかになり難い。小作料はケースごとに異なり、税金などは委託者が払うようになっていたが、いわゆるヤミ小作と考えて差し支えない。したがって相對請負の場合は委託者はあくまで農業経営者となっており、税金対策上の問題もあって、同一集落の人でもこれの受委託関係については知らない場合もある。

次にA農家の借入地の形成過程をみることにしよう(第4表)。昭和四七年には小作地が二・二畝あったが、四八年から始まった農業経営受委託事業によって、小作地のうち一・四畝は農協経由の受託田となった。これに加えて一・二畝が新たに農協経由受託田となり、これの合計は二・六畝となった。農協経由受託田は四九年に最も増加し、四畝となったが、その後減少し五一年には二・二畝と半減してしまつた。それに反比例して小作、相對請負は増加しているのがA農家の受託田の特徴である。しかしA農家への委託者は年々変動しており、農協経由の委託者の中には一年で委託田の返還を要求する人もあり、個々のケースを

第4表 経営受託者の所有耕地と借入地の推移 (単位: ha、戸)

	契約方式	47年		48年		49年		50年		51年	
		面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数
A 農 家	自作	1.6		1.6		1.5		1.5		1.5	
	小作	2.2	} 7	0.8	} 3	0.75	} 3	1.4	} 6	1.4	3
	相對請負	0.3		0.3		0.3		0.94		0.92	4
	農協経由			2.6	7	4.0	8	2.5	8	2.2	7
	計	4.1	7	5.3	10	6.55	11	6.34	14	6.02	14
B 農 家	自作	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
	小作	2.2	8	1.4	?	0.8	3	0.8	3	0.8	3
	農協経由			0.8	?	1.4	5	1.4	5	1.4	5
	計	3.2	8	3.2	8	3.2	8	3.2	8	3.2	8
C 農 家	自作	1.7		1.7		1.7		1.7		1.7	
	小作	0.4	2								
	農協経由			0.8	3	0.8	3	0.9	4	1.2	6
	計	2.1	2	2.5	3	2.5	3	2.6	4	2.9	6
D 農 家	自作	4.2		4.2		4.2		4.2		4.2	
	小作	2.8	8	?		?		0.6	1	0.6	1
	農協経由			3.0	8	3.0	8	4.0	8	4.1	8
	計	7.0	8	7.2	8	7.2	8	8.8	9	8.9	9

(聞取りと農協資料より作成)

とりあげると複雑になっている。A農家は今後経営面積を八・一〇畝位にまで拡大する希望をもっているが、委託者がこれ以上あまり増加しないのが悩みの種だという。というのは農繁期には年間二五人の雇用労力を要するほど忙しいが、農閑期には大工仕事に出るほど余裕があり、労力の点でまだまだ余力を残しているからである。

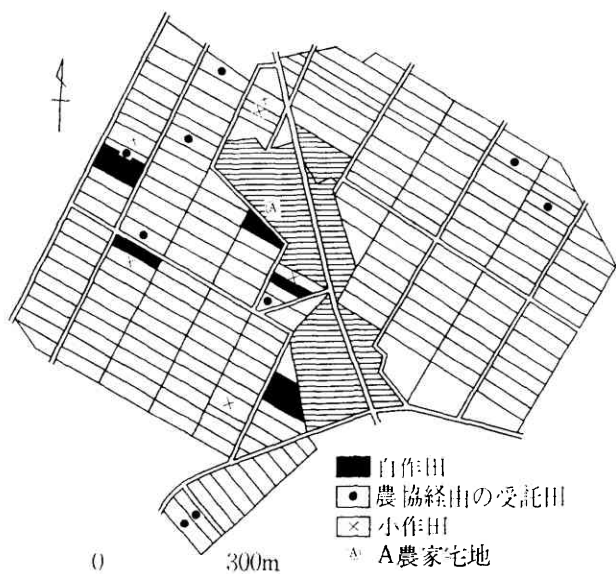
委託希望農家があれば、少々遠距離でも引受けるというが、現在の自作地と借入耕地を地図におとしてみると第4図のようになる。所有田で最遠距離にあるもので約三〇〇m、受託田では約六〇〇mであり、宅地の近くによくまとまっている。経営受託田を契約方式別にみると、小作田に比べて農協経由の受託田が遠距離に位置することがわかる。この理由としては、農協経由の受託田は受託者の耕作の便には関係なしに委託するからである。しかしA農家の場合はそれにもかかわらず、自作田と受託田が比較的隣接して団地化の効果をおぼえており、恵まれた例といえる。ただ最近では基盤整備され、農道も整備された所にトラクターで走ることから、耕地の距離という問題は農業経営上それほど重要ではなくなっていることは確かであろう。

(2) B集落におけるB・C農家の性格と内容

B集落は稲枝でも農業近代化に最も熱心といわれ、数々の事業実施の先駆的役割を果たしてきた。しかしここでも兼業化の波は押し寄せ、昭和五〇年においては、農家数五七戸で専業農家はなく、八二%が第2種兼業農家となってしまった。しかし前述のA集落に比較すれば、農業経営に対する意欲は大分強いといわれている。さて農業経営受託事業が始まった時に、B集落では四人の受託者が選定された。このうちの2人についてその内容を明らかにしておく。

第4表によればB農家は五一年において、自作一畝、小作〇・八畝、農協経由受託田一・四畝で合計三・二畝の経営面積がある。このうち小作の内容は明らかではないので、農協経由受託田についてだけ述べることにする。農協経由の一・四畝はもともと小作関係にあったものが、事業実施とともに移動したもので、委託者の年次的変動は全然みられない。

経営受託事業の進行に伴う農業経営の再編成

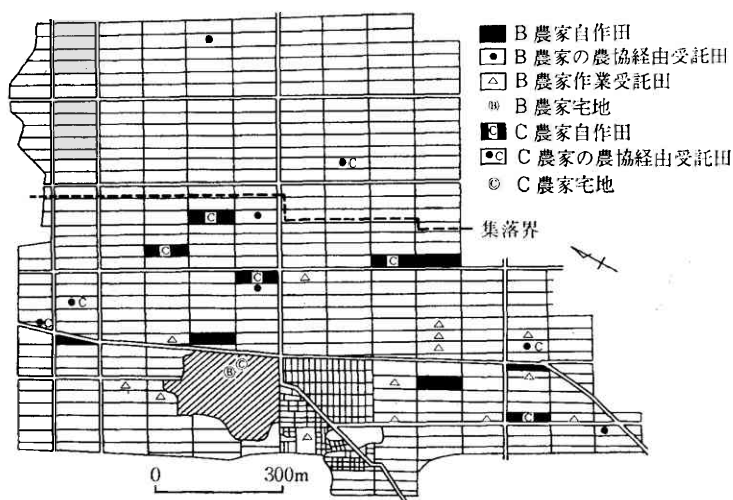


第4図 A集落のA農家の自作田と受託田

経営受託事業の進行に伴う農業経営の再編成

い。しかし第8図に明らかかなように、B農家への委託農家五戸のうち二戸は集落外（受託面積にすれば半分は集落外になる）の人であって、しかも親戚関係にある。B集落では自分の土地はなるべく自分で経営しようとする農家が多く、農地を農協経由の受託に出す人は少ない。このためB農家は以前から小作をしていた親戚などを中心にして、他集落の農家の水田を受託しているのである。

このような傾向はC農家の場合にもっと明瞭に表われている。C農家は現在、自作一・七畝で、農協経由の受託田は六戸で一・二畝ある。六戸のうち一戸（〇・三六畝）だけが同集落であり、この農家とは農協経由の受託以前には小作関係にあった。残りの五戸（〇・八畝）は他集落である。ただし他集落とはいってもB集落に水田をもっている人（出作）や、隣接集落の農家の水田であり、最遠距離の水田でも約一畝の範囲におさまっている。しかしB農家の場合には図に示し切れない一・五畝遠方に一箇所水田がある。



第5図 B集落のB農家、C農家の自作田と受託田
(注：B農家、C農家とも、農協経由受託田が1箇所ずつ地図外その他集落にある)

第5表 経営受託者の概要

	労働力			機械化の推移			
	経営主	妻	雇用労力	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機
A農家	43才(農閑期大工)	42	50人	24 P S (46年) 28 P S (51年)	2条(47年) 4条(49年)	2条(46年)	15石(45年) 31石(49年)
B農家	41 (自家用トラック運転手)	36		14 P S (44年) 20 P S (49年)	2条(46年) 4条(49年)	2条(44年) 3条(46年) 3条(49年)	15石(44年) 24石(46年)
C農家	49 (手間仕事150日)	50		15 P S (49年)	2条(45年) 4条(51年)	2条(47年)	20石(47年)
D農家	42	37	10人(苗作)	24 P S (43年) 28 P S (50年)	2条(42年) 4条(44年)	2条(43年) 3条(45年) 3条(48年)	24石(43年)

(聞き取りにより作成)

かくしてB農家、C農家の場合にはA農家と比較して借入地がかなり分散していることがわかる。最後にB農家とC農家の生産手段の保有状況をみよう(第5表)。B農家はC農家より機械化がすすんでいるといえる。それは経営受託面積が多いというだけでなく、B農家は作業受託も引受けているからである。この作業受託については後に明らかにしたい。

(3) C集落におけるD農家の場合

D農家は滋賀県でも最大規模の経営面積をもつ受託者である。生産手段の保有状況をみても稲枝において先駆的であり、周辺の農家はD農家の機械利用に刺激されて購入する機会が多いといわれる程である(第5表)。トラクターは24PSを四三年に購入しているし、田植機は四条植を四四年に、コンバインは三条刈を四五年と四八年にそれぞれ買入れ、目下二台を所有している。24石の乾燥機も稲枝では最初のものであった。D農家は現在自作田四・二畝、小作〇・六畝、農協経由受託田は四・一畝、合計八・九畝を経営している。この他に相對請負もあるといわれる。C集落では農家戸数一一五戸のうち専業農家が五戸あるが、第2種兼業農家は九二%に及ぶ。また総水田面積は八〇畝余で一戸当り田地面積は〇・七畝であるので、D農家一人で同集落の田地の一%を経営していることになる。

D農家の所有田は、最初は一・七畝であったが、昭和四二年に隣の能登川町地先に二・五畝の水田を買入れた。ちょうどこの頃から機械を購入し始め、同時に経営規模を拡大し始めたのである。自らが信念をもって経営方針を貫いているD農家は、小型のライスセンターを備えて、まだまだ規模を拡大するつもりであるという。D農家の経営規模拡大の過程をみると、他の受託者と同じように、以前に小作関係にあったものが農協経由の受託田に移行しており、それに加えて新たな農協経由受託田が一畝増加している。また小作農家が最近になって一戸増えているが、これには特殊な事情があるので次の項で説明したい。したがって経営面積は四七年の七畝から五一年の八・九畝へ約二畝増加している(第4表)。農協経由の受託田ならびに小作田はすべて同集落の人であるが、農協経由の受託田は相対的に耕作条件の悪い田が多いといわれる。

第6図はD農家の自作地、農協経由の受託田及び小作地を示したものであるが、同集落域が細長いこともあって、耕作距離は最も遠い所で一・五畝になる。もちろん四・一畝も農協経由の受託田があれば、ある程度遠距離になるのはやむを得ないことではあろう。耕地は琵琶湖に近くほど砂地が多くなり、収量が落ちるといわれる。D農家の農協経由の受託田は総数で二三筆あるが、そのうち五筆までが湖辺に近い水田であり収量も低くなる。6図に示されたのは五一年現在の状態であるが、それ以前に最も湖辺寄りの所にもう一筆受託田があったが、余りにも条件

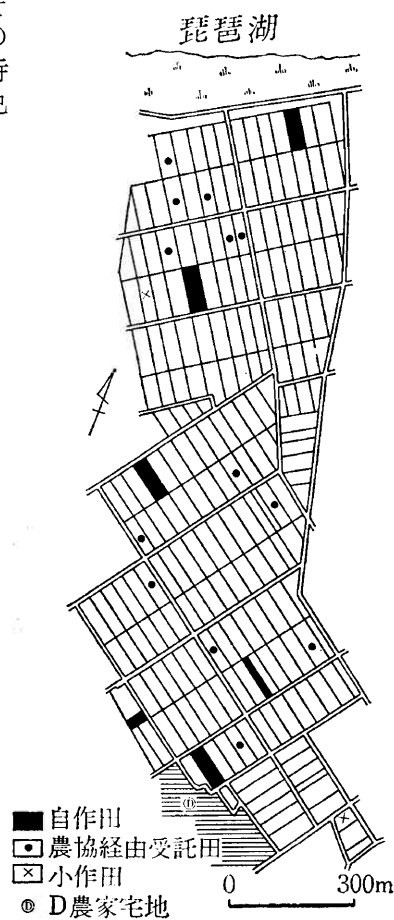
が悪いので返還したという。このように一般的にいつて、農協経由の受託田は放置されていた休耕田とか、耕作はされていても手入れの悪い田であるとか、不整形田などの場合があり、受託者にとって好ましくない水田が少なくないのである。逆に委託者にすれば、悪い田でも受託者が面倒を見て良田にしてくれるだろうという安易な気持ちがあるといわれる。こういった公的な契約と私的な契約に対する取り組み方の違いをいかに是正していったらいいのか、今後の課題であろう。

さて以上において経営受委託を受託者側から検討してきたが、次に委託者の実態について明らかにしておく。

七、経営委託者層の形成条件とその特色

経営委託者が生み出された最大の原因は兼業化の深化であるといわれる。では委託者は一体どのような性格をもっているのだろうか。第7図はA集落のA農家に委託している一四戸の農家の内容である。委託者のうち同集落の農家は一一戸であるが、これは集落総農家数の二五%にあたる。委託者を所有階層別にみると、一・三軒を最高にして一軒以上が五戸あり、最低は〇・一三軒で、平均すると〇・七軒となる。この数字は集落平均一戸当り面積〇・八軒とほぼ同じであり平均的農家ということになる。しかし委託者が水田を全面経営委託しているか、部分経営委託しているかをみるとある程度階層的な特徴がみられる。すなわち一軒以上の所有者では全面の農家が二戸あるが、残りの三戸は自作田も保有しており、自作プラス貸付の傾向がみられる。これに対して〇・五軒以下の五戸は全面委託しており、零細階層が所有田を全面経営委託に出す傾向がみられる。

さらに委託者が一戸の農家に委託するか、それとも複数の農家に委託するかをみると、〇・五軒を境にして一つの傾向が認められる。〇・五軒以下の農家はほぼA農家一人に委託しているのに対して、〇・五軒以上の農家はA農家以外の農家にも委託している割合が高い。ただ農協経



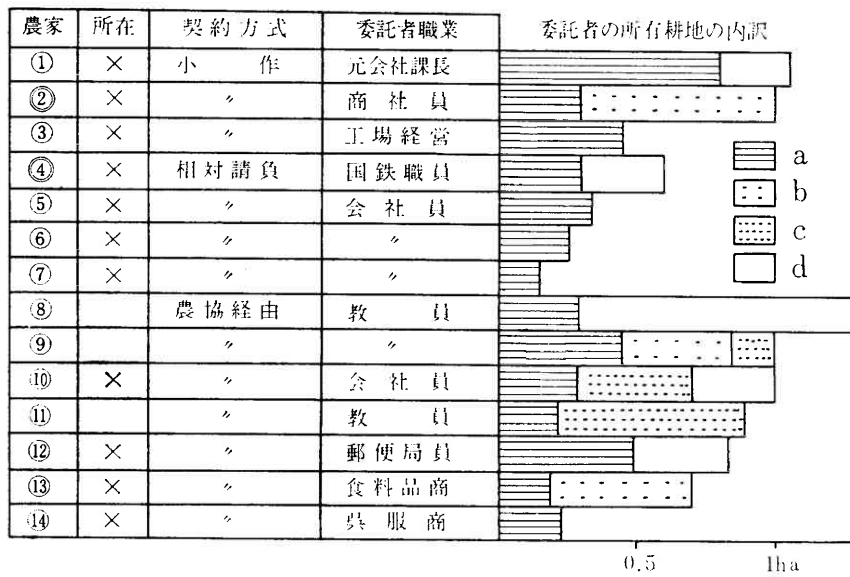
第6図 C集落のD農家の所有田と受託田
(注：このほかに隣町に、2.5haの自作田がある)

由受託田は、委託者側からは希望する人に委託できず、受託者間の話し合いによって決定される場合が多いので、委託者が多数で複雑になることは確実であろう。この他に委託者が多数になる原因としては、受託希望者に対して委託希望者が少ないことである。このため機械を購入して余力のある受託希望者は、親戚・知人などを中心にして委託者を求める場合があり、すでに他の人に農協経由受託に出している水田を、半ば競争の形で借り受ける例も出てきている。こういったことから委託者の委託先はある程度流動的にならざるをえないのである。

さて次に委託農家の世帯主の職業をみておこう。同じく第7図のように会社員、教員、商業、などが多く比較的安定兼業が多い。これらの委託者は、世帯主が完全に脱農しており、農家というには抵抗を感じる存在である。なお委託者の中に自作田を残しているものが五戸あるが、これは主として家族構成の如何によっている。農業へ投下できる労働力が少しでも存在する農家は、飯米だけは自分で確保したいと思っっているからである。逆に飯米だけは自力で作りたいと思っても労働力のない家は経営の全面委託に出さざるを得ないのである。

次にB集落におけるB農家に委託している農家の場合を検討してみよう(第8図)。委託者五戸のうち三戸までが所有規模一ハ以上であり、これはすべて親戚である。A農家への委託者の場合と同じく、一ハ以上層にやはり自作田を残しているものが多く、零細所有者ほど全面委託する割合が高い。また受託先が複数である委託者は〇・五ハ以上層に多く、〇・五ハ以下は一人の受託者に委託しており同傾向がみられる。ただ農家番号①の親戚はB農家とは二楚ほど離れた上石寺部落に居住しており、自営工場を経営しているが、この農家の場合は一般の委託者とは少し事情が異なる。すなわち現在二・四ハの耕地を所有しているが、このうち〇・四ハはB農家の隣接集落に買い求めたものであり、耕作距離の近いB農家に委託したものであり、現在は農協経

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成



第7図 A農家に経営委託している農家の内容(昭和51年)

(注) a : A農家の受託田 b : その他の農家の小作田 c : その他の農家の農協経由受託田 d : 委託者の自作田 ◎親戚、×同集落
(聞き取りと農協資料より作成)

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成

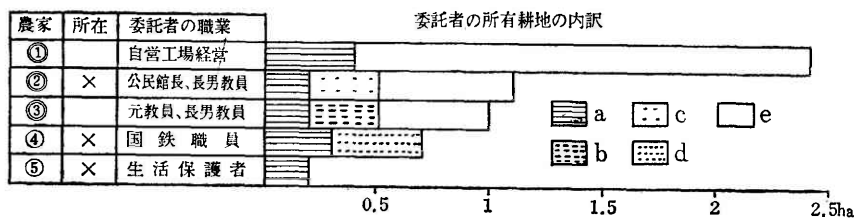
由の受託田となっている。したがって農業経営に無気力であることから、委託したのではなく、農業に対する意欲はあるが、耕作の便を考えて親戚のB農家に委託したのである。なおその他の三人は職業的にみて農家②は世帯主が教員退職者で長男教員、③も教員というように恒常的な勤務が多く、所有耕地の半分から全面積を農協経由や小作に委託している。なお農家⑤の場合は生活保護者である。

さて以上見てきたように、経営委託者を生みだした条件は、兼業化の深化と農家間における機械所有の格差にもとめられる。しかしもっと不幸な原因で経営委託せざるを得ない状態に追いこまれた農家が割合多いことに注意を払わねばならない。たとえばD農家に委託している農家を例にとってみよう。D農家には農協経由の委託者が八人いるが、そのうち二人までが、父の死亡ないしは世帯主が交通事故で負傷して働き手がなくなりやむなく委託したものである。また小作の一人も世帯主が死亡し、〇・六畝全部を委託したのである。小作に出した場合は農協経由より小作料が高いので、この人の場合は受託者との話し合いで小作契約を結んだものと思われる。こういった不慮の出来事によって農業の担い手を失った農家は、所有規模が零細でなくとも全面積を委託せざるを得ない場合が多くなってくるであろう。

八、作業受委託の形成とその条件

以上検討してきた経営の受委託のほかに、集落によって多少の差はあるが、作業受委託が行われている。これもやはりトラクターなどが導入され始めてから活発化したものであるが、経営受委託事業と比較の意味もこめて、その内容について、B農家の場合を例にとり簡単に明らかにしておきたい。

B農家が作業受託を始めたのは昭和四五年頃からである。トラクターなどを所有しない農家に頼まれて始めたものである。B集落では経営委託農家が少ないことは前述した通りであるが、その原因の一つとして、現在でも機械共同利用組織の名残りとして、共同田植えが集落の約半にあたる一五戸の農家によって行われていることがあげられる。しかし共同田植の構成員は兼業主体であり、機械化に関しても遅れている場合が多い。したがって田植以外の作業に関しては、耕起とか刈取りなどを作業委託に出す農家が多くなる。B農家の場合は、トラクターによる作業



第8図 B農家に経営委託している農家の内容 (昭和51年)

(注) a : B農家の農協経由受託田 b : B農家の小作田 c : その他の農家の小作田
d : その他の農家の農協経由受託田 e : 委託者の自作田 ◎親戚, ×同集落

受託が七戸で六畝(集落総面積の一三%にあたる)あるが、そのうち五戸は全面積を委託している(第6表)。また秋作業に関しては四戸で四・二畝を受託しているが、そのうち三戸が全面である。

委託者を所有規模別にみると、一・六九畝を最高にして、〇・五二畝まであり、その平均は〇・九四畝で、大体〇・六〜一畝の農家が多いと考えて差し支えない。次にこれら農家の世帯主がどのような仕事についているかをみると一つの特徴が認められる。すなわち七戸のうち三戸までが老令化しており、家族構成の関係で農業に投下する労力が不足していることである。残りの農家の職業をみると会社員(臨時)とか大工など手間仕事の多いことがわかる。こういった仕事は景気とか天候に左右され易いため、農地を保有したまま作業委託に出しているものと考えられる。なお春作業に比して秋作業の委託者が少ないが、これは最近小型のコンバインを二〜三戸の農家で共同購入し、使用しているからである。こうした二〜三戸共有の傾向は田植機などにも表われているといわれ、高い機械代金に対する農民の対応の仕方として注目される。というのは、構造改善事業によって導入されたトラクターや部落単位の機械共同利用は失敗を繰り返してきたが、その後二〜三戸共有の形態が増加しつつあるといわれるからである。

ところで作業受委託が経営受委託と並存するのであるが、作業受委託の形成条件とは何か。以下においてそれをまとめてみよう。①作業委託農家は世帯主が老令化したり、不安定兼業が多いが、それ故に農地を人に貸すことに不安を感じる場合が多い。②農地を経営委託した場合には、耕作権などの問題で危険であるが、作業委託にはそれが無い。また経営委託に出すと田の管理が悪くなると考える人もある。③機械を一貫して保有していない人にとって、無理をして購入することなしに作業だけを委託できることは経済的である。④最後に最大の条件として、作業受委託と経営受委託の経済的な差異が考えられる。ごく単純に計算して、経営受委託の場合小作料はほ

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成

第6表 B農家の作業受託の内訳(昭和50年)

農家	委託者所有面積	春作業	秋作業	委託者の職業
①	1.69 ha	全面	全面	世帯主老令
②	1.43	1/2	1/2	会社員(臨時)
③	0.95	全面	全面	教員
④	0.78	全面	全面	世帯主老令、長男県庁職員
⑤	0.68	全面	—	世帯主老令
⑥	0.54	3/4	—	農協職員
⑦	0.52	全面	—	大工

(聞き取りと換地計画組員別集計表より作成)

ば二万円／一〇㍏が相場であるが、作業受委託の場合は春・秋の作業を全面委託して三万円／一〇㍏であり、委託者は九〜一〇俵／一〇㍏の米が手元に入ってくる。⁰²一五、〇〇〇／一俵として約一五万円／一〇㍏の米代金が入ることになる。しかも秋作業の場合は米として袋詰めになされる段階まで委託できるという利便性がある。以上の理由によって作業受委託が経営受委託と並存するのであり、かなり根強く残るものと思われる。しかし情勢の変化によっては、作業受委託は経営受委託へ移行する可能性を秘めているともいえよう。

九、経営受委託事業の問題点

以上のように農業経営受委託事業を中心に、経営の受委託ならびに作業受委託の内容が明らかにされた。そこで農業経営受委託事業を経営の受委託に位置づけながら、現在かかえている問題点を整理してみよう。

① 農業経営受委託事業の委託農家層の形成は、兼業化の深化と農家間における機械所有の格差にもとづくもので、平均的規模の農家に多いことが注目される（ただし、〇・五畝以上層は委託田の他に自作田を残しているが、〇・五畝以下層は全面委託する傾向がある）。

② 農業経営受委託事業は小作や相對請負に比較して、小作料（委託者配分金）が安いので伸び悩みの傾向がみられる。たとえば農協経由にすると、昭和五〇年において小作料は A 農地で二二、二七五円、B 農地で一四、三五五円、C 農地一一、七一五円、D 農地六、四三五円であるが、一般の小作料は普通二〇、〇〇〇円が相場で、集落によっては二八、〇〇〇〜三五、〇〇〇円といわれ、条件はかなり不利である。その結果、悪田は農協経由で委託し、良田は小作にまわす傾向がみられる。

③ 昨今の経済不況と週休二日制の普及、さらに米価の値上げなどによって、機械を保有している兼業農家は米作への意欲が強くなり、余暇利用による農業が見直されてきた。このため再び自力で農業を続ける農家が現われ、農協経由の受託田を中心に水田の返還を求める場合がでてきた。

④ 農協経由の場合は、委託者はみずからの希望する受託者へ委ねることができないので、水田管理その他の面で不安がある。したがってよき受託者が存在するかどうかということが、今後の経営受委託事業の成否の重要なポイントになってくる。

⑤ 小作や相對請負は農協経由の場合よりも税務対策上の不安が軽減される。

⑥農協経由の経営委託者の少ない集落では、受託者は他集落の農家の水田を受託する場合が多くなり、経営耕地の分散、水利費・共済費その他で面倒な場合がでてくる。

⑦経営受委託事業と作業受委託を比較すると、委託者にとっては現在のところ後者が経済的に有利であるため、経営受委託事業の進行を阻害している場合がある。

以上のような問題点はあるが、農協経由の受委託はいくつかのメリットがあり、今後は次の点に期待がもたれる。

①農協経由で委託すれば、小作や相對請負にみられるような、耕作権の発生する心配がないので、安心して委託できる利点がある。

②昭和五一年から農用地利用増進事業が実施されたが、小作などは今後この事業へ移行する動きがある。なぜなら経営受委託事業では農協が田地をA、B、C、Dとランクを設けて委託者配分金を決定していたが、農用地利用増進事業では、受託農家と委託農家間で相對によって小作料が決定される利点があるからである。こういったことから、現在、経営受委託と並存している作業受委託も、政策面の整備が順調にいけば経営受委託事業（農用地利用増進事業も含む）に移行する可能性がある。

一〇、おわりに

構造改善事業から農業経営受委託事業に至るまで、地域農業の近代化に農政の果たす役割がかなり大きいことが理解できた。農政の本来の目標は、大局的見地から地域農業のあるべき姿を想定するべきものであろうが、地域農民は毎日の生活そのものに重点をおいており、おのずからその間にギャップが見られることは当然であろう。しかし、農業者の生活上の体験から生み出される対応には、少なからぬ説得力がある。地域農業の近代化を目ざしてとられてきたいくつかの事業を通じて考えられることは、事業というものはすべてその形を地域農民によって改変させられた格好で地域に投影されるということである。それに対して、一歩遅れて行政側からまた対策事業が実施され、両者のからみ合いの中で地域農業側からさらに新しい方向が示されていく。

本稿で明らかにされたように、農業経営受委託事業はいくつかの問題点が指摘されたが、農業者達はともかくも所有権を移転することなく、また耕作権の発生を心配することもなくして、経営の移動を実現することができた。こうして事業による新たな経営委託者の出現に伴って、一

経営受委託事業の進行に伴う農業経営の再編成

部では大型の受託農家が生み出され、地域農業は徐々に再編成されつつある。

しかしこの事業の生れるには、地域農民の間で密かに、ある場合には半ば公然と行われていた小作や請負耕作の進展があった。機械化の問題や生産の組織化にしても、地域農民の対応に対して農政は常に後手にまわってきたことが指摘できよう。今後はこのような地域農業の自然の流れを正確にとらえ、それを反映した事業が確立されることが必要となってくるであろう。そのためにも地域農業に関する基礎的な調査の積み重ねがなされねばならない。この場合、統計や表面的にあらわれやすい現象だけでなく、地域農民の中に入りこみ、その思想・行動の中から生の資料を得ることによって、はじめて地域農業の変化方向などが明らかにされるであろう。農業経営受委託事業などは、それを統計的に正確にとらえることは不可能であるが、こういった方面での研究に地理学的な地域調査の有効性が期待される。今後もこういった点についての継続調査を進めるとともに、他地域との比較研究をも行いたいと考えている。

末筆ながら日頃親しく御指導いただいている立命館大学谷岡武雄教授、大阪市立大学小林博教授、京都産業大学渡辺利得教授に厚く御礼申し上げます。

〔註〕

- (1) 高橋正明：構造改善事業と地域農業の対応―滋賀県の場合―、大手前女子大論集四号、pp二二―三〇、一九七〇
- (2) この点については谷岡武雄教授から、かねてより御指摘をいただいた。
- (3) 高橋正明：土木・水利、(柴田実、江頭恒治監修：『滋賀県史―昭和篇第2巻―』一九七四、所収)
- (4) こういった情勢から滋賀県農協中央会は、農業経営は危機に直面していると、五一年より「新営農家確立運動」にのりだすこととなった。
- (5) 谷岡武雄：『平野の開発』古今書院 一九六四
- (6) 高橋正明：構造改善事業と地域農業の対応、前掲1
- (7) 森昭：稲作生産組織と機械化体系、農業と経済三八―五、pp二五―三〇、一九七二
- (8) 宮崎俊行：農地問題の重点とその交遷、農業構造改善一一―七、一九七三
- (9) 四八年に八日市市農協と米原町農協、四九年には土山町農協と安曇川町農協が指定された。
- (10) 稲枝農協：稲枝農協の農業経営受委託事業―現状と問題点―、一九七五
- (11) 倉内宗一：経営の受委託、『日本の農業―あすへの歩み―一〇四』農政調査委員会一九七六が最近発行された。
- (12) 春作業の料金は一一、〇〇〇円、秋作業は二〇、〇〇〇円となっている。